

[商品概要説明書]

〈特別金利定期積金〉

(平成 30 年 4 月 2 日現在適用中)

1. 商品名(愛称)	JA こまち特別定期積金(プレミアム定期積金)
2. 募集期間	平成 30 年 4 月 2 日 ~ 平成 31 年 3 月 29 日 ※ 大幅に金利が変動した時は、条件の変更や取り扱いを中止させていただく事がございます。
3. 販売対象	個人の方で、以下の条件のうちいずれかに該当する方 ① JA カードをお持ちの方 ② 給与もしくは公的年金を当 JA でお受取の方
4. 対象商品	定期積金(定額式・目標式)
5. 払込 (1) 期間 (2) 方法 (3) 金額	(1) 1 年以上 5 年以内 (2) 普通貯金口座からの自動振替 (3) 月 1 万円以上、100 円単位 ※ 目標式の調整回分は 1 円単位
6. 払戻方法	満期日以後に一括払戻
7. 給付補填備金 (1) 適用金利 (2) 税金	(1) 店頭表示金利の 10 倍 (2) 20.315%(国税：15.315%、地方税：5%)の分離課税 ※ 平成 49 年 12 月 31 日までの適用
8. 付加できる特約事項	・ 毎月の掛金の払い込みの他、ボーナス時の掛金の払い込みが可能です。 ・ 「定期積金自動満期処理予約サービス」を付加することが可能です。
9. 中途解約時の取り扱い	・ 満期日前に中途解約する場合は、当 JA 所定の中途解約利率を適用。
10. 貯金保険制度 (公的制度)	当該貯金は当 JA の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの)を除く)と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護される。
11. 苦情処理措置及び紛争 解決措置の内容	・ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という)につきましては、当 JA 本支店または金融共済部(TEL：0183-78-2223)にお申し出ください。当 JA では規則の制定等、苦情等に対処する体制を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、秋田県農業協同組合中央会が設置・運営する秋田県 JA バンク相談所(TEL：018-864-2030)でも、苦情等を受け付けております。 ・ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用することができます。上記当 JA 金融共済部または秋田県 JA バンク相談所にお申し出ください。 仙台弁護士会 ※ JA バンク相談所を通じてのご利用となります。上記秋田県 JA バンク相談所にお申し出ください。

詳しくは窓口へお問い合わせください。